「妊婦のための支援給付」について（令和７年４月１日から開始）

子ども・子育て支援法の改正により、鹿島市出産・子育て応援給付金支給事業は令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」制度へ変わります。
なお、新制度にかかる申請方法も合わせて変更となります。詳細が決定次第、ホームページや鹿島市子育てアプリ等でお知らせします。

支給の対象　妊婦給付認定・胎児の数の届出が必要となります

【１回目】　妊娠届出時（５万円）

❶令和7年4月1日以降に妊娠届出・妊婦給付認定の申請をし、助産師・保健師等の面談を受けた妊婦

❷令和7年3月31日までに妊娠届出し、助産師・保健師の面談を受けた妊婦で、旧事業（出産・子育て応援給付金支給事業）の出産応援給付金を申請していない妊婦

【２回目】　出産後（５万円×胎児の数）

●令和7年4月1日以降に出産し、2か月児相談を受け、胎児の数の届け出をした産婦
※胎児心拍後の流産・人工妊娠中絶・死産・お子さんを亡くされた方も対象となります



支給方法　妊産婦名義の銀行口座へ振込み（※妊産婦以外の口座名義は指定できません）

制度の移行期における対応（経過措置）

令和7年3月31日までに出生したお子様のいる家庭は、旧事業（出産・子育て応援給付金支給事業）での支給となりますので、2か月児相談の際手続きについてご案内します。

流産・死産等を経験した方、お子様を亡くされた方へ

流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方、お子様を亡くされた方も申請いただけます。妊娠の事実や胎児の数の確認のため母子健康手帳が必要となります。
妊娠届出以前の流産等については、医師が胎児の心拍を確認した診断書等で妊娠の事実の確認ができた場合支給対象となります。

